## 意見公募要領

## 1 意見公墓対象

- ・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案
- 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案

# 2 意見公募の趣旨・目的・背景

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案 に関する意見募集(別添の報道資料の「別紙1」のとおり。)

# 3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (http://www.e-gov.go.jp) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp) の「報道資料」欄に掲載するとともに、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布します。

## 4 意見提出方法・提出先

意見書又は意見提出フォームに氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号、FAX 番号又は電子メールアドレス)を明記の上、以下のいずれかの方法により、様式に従い日本語で提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合

電子政府の総合窓口 [e-Gov] (http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(2)により提出してください。

#### (2) 電子メールの場合

電子メールアドレス: telecom-review/atmark/ml. soumu. go. jp

- 総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て
- ※スパムメール防止のため@を「/atmark/」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いします。
- ※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。
- ※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、

ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

### (3) 郵送の場合(※)

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎2号館 総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

- ※ 意見をFAX又は郵送で提出する場合、別途意見の内容を記録したディスクでの提出をお願いすることがあります。その場合の磁気ディスク等の条件は以下のとおりです。
- 〇 光ディスク : コンパクトディスク
- ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル (他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)
- 〇 ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してく ださい。

なお、送付いただいたディスクは、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

#### (4) FAX の場合(※)

FAX 番号: 03-5253-5838

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

※ 連絡窓口の担当に電話連絡後、送付してください。なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### 5 意見提出期間

平成 29 年 12 月 15 日 (金) から平成 30 年 1 月 18 日 (木) (郵送の場合は締切日の 消印まで有効とします。)

# 6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれ の意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下 さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名 (法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所 (所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあってはその名称及び 代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合が あります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望

される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外について の意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了 承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することが あります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますの で、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、 その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にするこ とがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 連絡窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

担 当:高久係長

電 話:03-5253-5947 FAX:03-5253-5838 電子メールアドレス:

telecom-review/atmark/ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表示しています。送信の際には、「/atmark/」を「@」に置き換えてください。

# 意見書

年 月 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 宛て

注 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に関し、 別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙には意見の対象となる 条文等を明記すること。

該当箇所	意見
電気通信事業	【総務省案】
法施行規則	* * * * * * * * * * *
様式第*	【意見】
	* * * * * *
電気通信事業	【総務省案】
報告規則	* * * * * * * * * * *
第 * 条第 * 項	【意見】
	* * * * * *